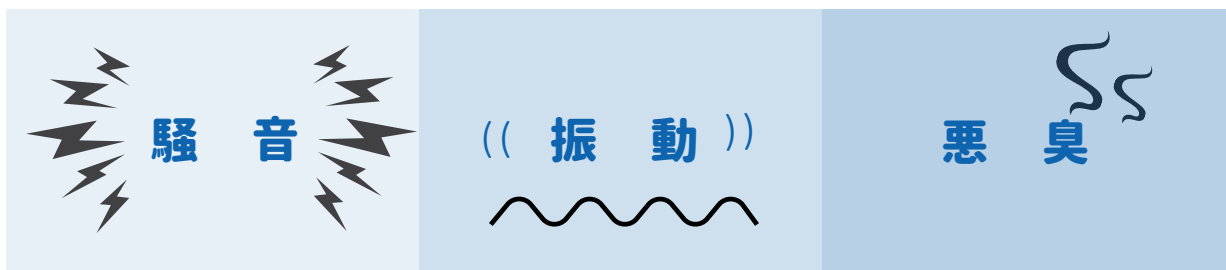


豊中市操業環境対策補助金

～事業所から発生する騒音・振動・悪臭への対策費を補助します～

【目的】

事業者が実施する改善対策に対して補助金を交付することにより、事業所の安定した操業環境を形成することで、住宅と事業所が共存・共生することを目的とします。



⊗ 対象者

事業所が発生させる騒音、振動、悪臭に関して、その対策を行う者

(準工業地域・工業地域において、現在操業している事業者のみが対象)

⊗ 対象地域

準工業地域・工業地域



⊗ 要件

①事業前の数値が、各法令に違反していないこと。

②事業後の数値が事業前の数値よりも各法令に基づき・・・

※騒音・振動の場合→1つ以上厳しい規制基準値以内の数値に達していること。

※悪臭の場合→1/10以下の数値に達していること。

(詳しくは要綱をご参照ください。)

補助金額
上限

300万円

市長が認める経費に2/3を乗じて得た額

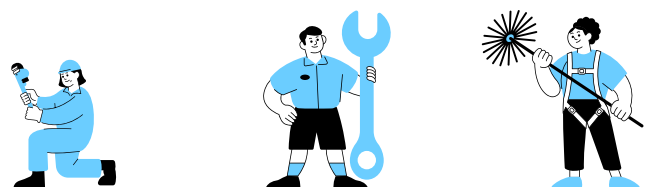
⊗ 対象経費

①騒音等の対策にかかる建築物等の新設、改築、増築等

②機械設備の新規購入、改造、交換等
(生産にかかる機械設備は除く)

※補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含みません。

(事業前、事業後に行う「環境計量士の測定費用」も含む)



【Q & A】



Q 事業実施したが、目標の基準値に到達しない場合、補助金は支払われますか？

A 目標達成のため計画変更するか、事業中止になります。
事業中止の場合、補助金は支払われません。

Q どのような事例が対象になりますか？

A 例えば、周辺住民に与える振動・騒音・臭気の影響を抑えるために
①騒音を発生しない設備に更新した。
②工場と隣接する住宅との間に遮音壁を設置した。
③臭気フィルターを設置した。 などです。

Q 環境測量士による測量とはどのようなものですか。

A 対策前後の数値の測定を環境測量士が行い、それらの計量証明書を提出していただきます。

Q 対象経費の具体例はどのようなものがありますか？

A 工場の操業環境の改善を目的とした設備・施設の整備にかかる経費が補助対象です。

具体例は下記のとおりです。

①騒音時の騒音対策に必要な整備
(例：二重壁・出入口シャッターの改修など)

②生産事業の工程上必要な設備で建物に付帯するもの
(例：動力用電気設備・ボイラ設備・排ガス処理装置など)

③排煙設備・空調設備の整備など

Q 補助対象とならない例はありますか？

A 生産の用に供する設備の更新・購入は対象外です。

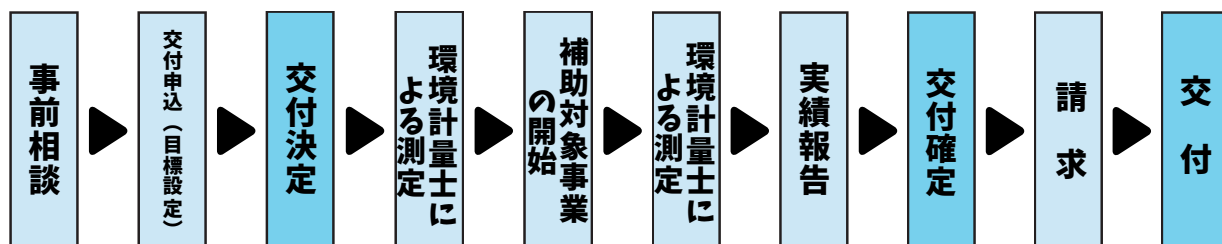
Q 交付申込を行う年度内に事業が完了しない場合はどうなりますか？

A 交付申込を行った年度内に完了する必要はなく、年度をまたいでも構いません。

【補助金手続きフロー】

申込者

市



〈申込み・問合せ先〉豊中市 都市活力部 産業振興課（市役所第一庁舎5階）

TEL:06-6858-2199（豊中市HP/ページ番号/777023241）

メール：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

 詳しくはこちら

